

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について（案）

（平成 年 月 日食品安全委員会決定）

1 趣旨

平成15年に成立した食品安全基本法において、食品安全行政に国民の健康保護を優先するリスクアナリシス（リスク分析）の考え方が導入された。

リスクコミュニケーションは、同法第13条における「関係者相互間の情報及び意見の交換を図るための措置」として、リスク評価、リスク管理とともに、リスクアナリシス（リスク分析）を構成する重要な要素のひとつである。

食品安全委員会においては、これまで、食品健康影響評価の結果に関する意見交換会、講演会等への講師派遣、季刊誌の発行、メールマガジンの配信等の様々な手段によってリスクコミュニケーションの促進に取り組んできたところである。

しかしながら、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの意義、目的、目的を達成するために必要な方法等は必ずしも確立されておらず、食品安全委員会の新たな10年に向けて、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくためには、今一度、基本に立ち返り、リスクコミュニケーションのあり方を検討することが必要である。

このため、今般、食品安全委員会の下に、「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) 勉強会は、委員長の指名する者（別紙。以下「勉強会メンバー」という。）により構成する。
- (2) 勉強会に座長を置き、勉強会メンバーの互選により選任する。
- (3) 座長は勉強会の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、勉強会に属する勉強会メンバーのうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、勉強会の会議に勉強会メンバー以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) 勉強会の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) 勉強会の検討の結果は、食品安全委員会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、座長が勉強会に諮って定める。

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会メンバー（案）

- 有路昌彦 近畿大学農学部水産学科准教授
- 鬼武一夫 日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部長
- 金川智恵 追手門学院大学経営学部教授
- 小出 薫 株式会社明治特別顧問
- 河野康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
- 高橋久仁子 群馬大学名誉教授（教育学部）
- 夏目智子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
- 細野ひろみ 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
- 堀口逸子 長崎大学広報戦略本部准教授
- 松永和紀 科学ライター

（敬称略）